個人情報漏えい特約（JK）

この特約が付帯された**「保険契約」**は、この特約で定める規定のほか、この**「保険契約」**を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

1.　補償条項

この特約の適用に限り、専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）1.（補償条項）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

1.1　個人情報漏えい補償

「当会社」は、**「個人情報漏えい」**に係わり**「被保険者」**に対して**「保険期間」**中に最初に提起された**「損害賠償請求」**に起因して**「被保険者」**が被る**「損害」**に対して、保険金を支払います。

2.　拡張補償条項

この特約の適用に限り、普通約款 2.（拡張補償条項）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

2.1　延長報告期間

「被保険者」が保険料の払込みを怠った場合を除き、**「当会社」**または**「被保険者」**がこの**「保険契約」**を解除するか、またはその更新を拒絶した場合、**「当会社」**は、追加保険料の支払を要さず当該解除日または更新拒絶日から起算して 90 日間の延長報告期間を提供します。

延長報告期間は、90 日間の延長報告期間終了前に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**についてのみ適用します。ただし、**「保険期間」**の終了前に**「発覚」**した**「個人情報漏えい」**に係るものに限ります。

「被保険者」が保険期間を延長報告期間の全部または一部と同じくする他の情報漏えい保険または同種の保険契約を締結した場合、**「当会社」**は、延長報告期間中に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**に対して、保険金を支払いません。

3.　免責条項

この特約の適用に限り、普通約款 3.（免責条項）を次のとおり読み替えて、または次の規定を追加して適用します。

3.1　3.2（身体障害および財物損壊）を次のとおり読み替えます。

身体障害および財物損壊

身体障害、疾病、死亡、精神障害もしくは精神的苦痛または財物の紛失もしくは滅失もしくは損傷（財物の使用不能損害を含みます）。ただし、**「個人情報漏えい」**に起因する精神障害または精神的苦痛には、この免責条項を適用しません。

3.2　3.4（詐欺、不正行為、故意）を次のとおり読み替えます。

詐欺、不正行為、故意

直接であると間接であるとを問わず、**「被保険者」**の詐欺その他の不正行為（不正な不作為を含みます。）または故意による法令違反に起因するか、または関連するもの。ただし、**「役員」**がこれらの行為に関与したか、または行為を認識している場合に限ります。この場合において、**「当会社」**は、不正行為、詐欺もしくは犯罪行為を行ったか、またはこれらに関与し、もしくは容認した**「被保険者」**に対する**「損害賠償請求」**に対しては、保険金を支払いません。

3.3　3.5（役員賠償責任）を次のとおり読み替えます。

役員賠償責任

直接であると間接であるとを問わず、役員（取締役、監査役、執行役、理事または監事を含みます。）としての地位またはこれらに類似の地位に基づく義務違反に起因するか、または関連するもの

3.4　3.8（先行行為）を次のとおり読み替えます。

先行行為

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因するか、または関連するもの

(a)　**「保険期間」**が開始する前に最初に提起された**「損害賠償請求」**

(b)　**「保険期間」**が開始する前に**「当会社」**または他の保険会社に通知された**「損害賠償請求」**または**「損害賠償請求のおそれのある状況」**

(c)　**「初年度保険開始日」**前に最初に**「発覚」**した**「個人情報漏えい」**または**「会社」**の**「役員」**が認識していたか、もしくは認識していたであろうと合理的に判断される**「損害賠償請求のおそれのある状況」**

3.5　3.9（関係者間）を次のとおり読み替えます。

関係者間

「被保険者」もしくは**「被保険者」**の子会社もしくは親会社により、またはこれらの者のために提起された**「損害賠償請求」**。ただし、当該**「損害賠償請求」**が**「個人情報漏えい」**に起因して**「従業員」**により提起された場合か、または**「第三者」**により最初に提起された場合を除きます。

3.6　**企業名誉毀損**

直接であると間接であるとを問わず、法人その他の組織の信用もしくは名誉の毀損、信頼の失墜、風評またはブランドの劣化に起因するか、または関連するもの

3.7　**個人情報以外の漏えい**

直接であると間接であるとを問わず、**「個人情報」**以外の漏えいに起因するか、または関連するもの

3.8　**株価、売上高、利益**

直接であると間接であるとを問わず、株価、売上高または利益の変動に起因するか、または関連するもの

3.9　**派遣労働者の漏えい**

「会社」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条に規定される派遣労働者を派遣している場合、直接であると間接であるとを問わず、当該派遣労働者が派遣先で行った行為に起因するか、または関連するもの

3.10　**クレジットカード情報等**

クレジットカード番号、口座番号または電子マネーが漏えいし、それらが使用されたことによって**「第三者」**に生じた経済的損害

3.11　**金融商品取引**

直接であると間接であるとを問わず、有価証券の売買その他の金融商品取引または金融商品取引法違反に起因するか、または関連するもの

4.　**損害賠償請求時の手続き条項**

この特約の適用に限り、普通約款 4.（損害賠償請求時の手続き条項）を次のとおり読み替えて適用します。

4.1　4.1（損害賠償請求の通知）を次のとおり読み替えます。

損害賠償請求の通知

(a)　**「被保険者」**は、**「損害賠償請求」**について、書面により**「当会社」**に遅滞なく通知しなければなりません。ただし、当該通知は、**「保険期間」**終了日から起算して 90 日以内または拡張補償条項 2.1（延長報告期間）が適用される場合は、延長報告期間終了日から起算して 30 日以内にしなければなりません。

(b)　**「被保険者」**が**「保険期間」**中に**「損害賠償請求のおそれのある状況」**を認識し、**「当会社」**に書面によりその旨を通知した場合、当該**「損害賠償請求のおそれのある状況」**に起因して**「被保険者」**に対してその後提起された**「損害賠償請求」**は、**「保険期間」**中に最初になされたものとみなします。

(c)　この**「保険契約」**におけるすべての通知には、次に掲げる事項が含まれなければなりません。

（ⅰ）　**「損害賠償請求」**または**「損害賠償請求のおそれのある状況」**の具体的な内容（**「被保険者」**が**「損害賠償請求」**または**「損害賠償請求のおそれのある状況」**を最初に認識した経緯および関連する日付を含みます。）

（ⅱ）　関係者の詳細

（ⅲ）　**「被保険者」**に対する書面による請求または主張および法的手続きの開始に係る書類の写し

4.2　4.3（一連の損害賠償請求および関連する行為）を次のとおり読み替えます。

一連の損害賠償請求および関連する行為

この**「保険契約」**に基づく補償の判断において、次のいずれかに起因するすべての**「損害賠償請求」**は、一つの**「損害賠償請求」**とみなします。

(a)　一つの作為、過誤または不作為

(b)　同一の、要因を同じくする、または因果関係のある複数の作為、過誤または不作為

5.　一般条項

この特約の適用に限り、普通約款 5.（一般条項）を次のとおり読み替えて適用します。

5.1　5.1（支払限度額）を次のとおり読み替えます。

支払限度額

(a)　一つの**「損害賠償請求」**に起因するすべての**「損害」**に対する**「当会社」**の支払限度額は、500 万円とします。

(b)　すべての**「損害賠償請求」**に起因するすべての**「損害」**に対する**「当会社」**の支払限度額は、500 万円とします。

(c)　この**「保険契約」**で、**「個人情報漏えい」**が**「発覚」**した回数またはこの**「保険契約」**に基づく**「損害賠償請求」**の数、請求額または保険金を請求する**「被保険者」**の数に係わらず、支払限度額は 500 万円とします。

(d)　見舞金または見舞品に関する**「損害賠償請求」**に起因するすべての**「損害」**に対する**「当会社」**の支払限度額は、見舞金または見舞品 1 件あたり 500 円かつ総額 500 万円のいずれか低い方とします。

5.2　5.2（免責金額）を次のとおり読み替えます。

免責金額

「当会社」がこの特約により補償する**「被保険者」**は、一つの**「損害賠償請求」**に起因して生じた**「損害」**ごとに、**「保険証券」**に**「免責金額」**として記載の金額まで自己負担するものとします。ただし、**「保険証券」**の特約欄に、この特約の**「免責金額」**が記載されている場合は、当該特約欄に記載の**「免責金額」**が適用されるものとします。

5.3　5.3（保険適用地域）を次のとおり読み替えます。

保険適用地域

この特約における補償は、**「会社」**が日本において遂行する**「事業」**にのみ適用されます。ただし、**「個人情報漏えい」**の発生地域は、日本国内外を問いません。

6.　用語の定義

この特約の適用に限り、普通約款 6.（用語の定義）を次のとおり読み替えて、または次の規定を追加して適用します。

6.1　6.2（事業）を次のとおり読み替えます。

「事業」とは、**「保険証券」**に記載の**「会社」**の事業活動か、または記載が無い場合は、**「会社」**の全事業活動をいいます。

6.2　6.4（損害賠償請求）を次のとおり読み替えます。

「損害賠償請求」とは、**「個人情報漏えい」**に起因して申し立てられる、次に掲げるいずれかのものをいいます。

(a)　**「被保険者」**が受領する、**「被保険者」**に対する書面による損害賠償の請求

(b)　**「被保険者」**に送達される、**「被保険者」**に対する損害賠償を請求する訴訟その他の法的手続き

6.3　6.5（会社）を次のとおり読み替えます。

「会社」とは、保険契約者をいいます。

6.4　**「個人情報」**とは、次に掲げるいずれかのものをいいます。

(a)　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(b)　**「マイナンバー」**その他の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定される個人番号をいいます。

6.4　**「マイナンバー」**とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定される個人番号をいいます。

6.5　**「個人情報漏えい」**とは、**「事業」**に係わり、**「被保険者等」**の義務違反により、**「個人情報」**が漏えいすることをいいます。

6.6　**「発覚」**とは、**「被保険者」**（ただし、不正行為による**「個人情報漏えい」**に関与したか、または認識している**「被保険者」**を除きます。）が**「個人情報漏えい」**を最初に認識することをいい、次に掲げるいずれかに基づく認識を含みます。

(a)　メディアによる報道

(b)　インターネット上での公表

(c)　**「第三者」**または**「下請負業者」**から**「被保険者」**になされる通報または報告

6.7　**「第三者」**とは、**「被保険者等」**以外の個人または法人その他の組織をいいます。

6.8　**「被保険者等」**とは、**「被保険者」**および**「下請負業者」**をいいます。

6.9　**「下請負業者」**とは、**「被保険者」**が**「個人情報」**の管理に係わり法律上の損害賠償責任を負う請負業者、下請負業者または代理業者をいいます。